お取引先カード
（法人様）

FAX送信先： 026-261-1070

この度はお取引先登録のお申込みをいただき、ありがとうございます。

以下の項目は★印を除き全て必須です。必ずご記入いただき
上記FAX番号まで返信をお願いいたします。

送信日	平成　　年　　月　　日

会社名	フリガナ				
ご住所	フリガナ 〒				
TEL			FAX		
代表者様名			ご担当者様名		
携帯電話★			E-mail		
お取引先銀行 ※ご返金時に必要となります。	銀　行　　支　店				
	口座番号	当・普			
	振込名義				
お支払情報	締切日				日〆
	お支払日		月		日払
指定請求書	（有・無）	（備考）			
ご要望など ご記入ください					

注）・お取引先カードの返信を以て、レンタル規約及び、以下の契約事項に同意したものとみなします。
・お支払情報は次回お取引の際に請求書発行に必要な情報となります。
・振込手数料は貴社にてご負担ねがいます。
・キャンセル及びレンタル期間短縮に伴いご返金が発生した場合は
振込手数料を差し引いた額をご返金いたします。
・ご利用に際し、必ずレンタル規約をお読みいただきますようお願いいたします。
・送信いただいた情報につきましては「プライバシーポリシー」に基づき適正に管理いたします。

http://www.web-dositsu.jp/

運営会社：株式会社　土木管理総合試験所
〒388-8006　長野県長野市篠ノ井御幣川877-1
TEL（WEB事業部）：026-293-6434

レンタル規約

第1条　レンタル期間
・レンタル期間(ご利用日数)は、商品の納入日(配達日)を開始日、返却日(発送日)を終了日とさせていただきます。なお、レンタル期間中の休止等はできません。
・レンタル期間の延長は、特段の事情がない限り可能です。返却予定日より2日前までにお申し出ください。
第2条　レンタル料
・レンタル料は、基本整備料+レンタル料(日割単価×ご利用日数)で構成され、その他の費用としまして往復送料を、また必要に応じ、消耗品費・書類代金をいただきます。
・物件の使用可否にかかわらず、レンタル期間中のレンタル料はお支払いいただきます。
第3条　送　料
・送料は、お客様にてご負担いただきます。レンタル料のお支払時に一括でお支払い下さい。各運送会社による特別便・航空便・チャーター便・バイク便などは、その都度打ち合わせさせていただきます。なお、サイズ・重量により通常料金外となる商品もございます。
第4条　キャンセル料
・お客様のご都合により出荷当日にキャンセルとなった場合、物件の引渡し前であってもキャンセル料金(基本整備料)をお支払いいただきます。
・お客様のご都合により出荷後にキャンセルとなった場合、キャンセル料金(基本整備料+往復送料)をお支払いいただきます。
第5条　担保責任
・商品をお受け取りになられた際、機器の確認をお願いします。万一、本体の故障、付属品の不足が生じた場合は、速やかにご連絡ください。引渡し後、2日以内にご連絡がなかった場合は、正常な状態だったと認識させていただきます。
・物件の引き渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、お客様の使用目的への適合性については担保いたしません。
・物件引き渡し後、お客様の責に帰すべからざる事由によって物件が正常に作動しなくなった場合は、物件を修理又は取り替えいたします。
・上記の物件の修理又は取替えに過大の費用又は時間を要する場合、レンタル契約を解除することもあります。
第6条　物件の保管、使用、維持
・商品のご利用前に必ず「取扱説明書」を良く読み、正しくご使用ください。また、レンタル期間中は、責任を持って使用、維持管理、保管をお願いします。
・物件の改造、加工等をしないことはもちろん、第三者に対する賃借権の譲渡又は物権の転貸しをしないで下さい。
・物件自体又はその設置、保管若しくは使用によって第三者に与えた損害につきましては、お客様のご負担により解決していただきます。
・物件について他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないように管理・使用して下さい。もしそのような事態が生じましたら、直ちにご連絡下さい。
第7条　物件使用等の起因する損害
・弊社はレンタル物件の不動作あるいは故障に起因して、レンタル期間中にお客様又は第三者に何らかの損害が発生した場合、お客様又は第三者に対して一切の損害賠償の責任あるいは負担は負いません。第三者に生じた損害については、お客様のご負担により解決していただきます。
第8条　物件の滅失、毀損
・物件の返還までに生じた物権の滅失、毀損又は物件の返還不能についての危険は、天変地異その他の原因の如何を問わずに全てお客様のご負担になります。但し、通常の使用による損耗は、この限りではありません。
・物件が滅失(修理不能又は所有権の侵害を含む)した場合、又は物件が返還不能になった場合には、お客様に代替物件の購入代金をお支払いいただきます。
・物件が毀損(所有権の制限を含む)した場合には、お客様のご負担で物件を完全な状態に復元又は修理していただきます。又使用の可否にかかわらず、レンタル期間中のレンタル料をお支払いいただきます。
第9条　物件の返還
・本契約がレンタル期間満了により終了したときは、物件を指定する場所へお客様のご負担で直ちに返還して下さい。
・お届けした通函・梱包材は、機器のご返却時に使用し、機器と一緒に返還してください。
・物件に蓄積されたデータ(電子情報)がある場合には、そのデータを消去して返還してください。返還後の物件にデータが残在する場合、残在するデータの消失又は漏洩等に起因して、お客様その他第三者に生じた損害に関して、弊社は一切責任を負いません。
・物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、期限の翌日から返還完了日までにつき、その日数分のレンタル料に相当する遅延損害金をお支払いいただきます。
第10条　費用及び消費税等の負担
・本契約に基づくお客様の債務履行に関する一切の費用は、お客様にご負担いただきます。
・物件の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、お客様にご負担いただきます。
・レンタル期間の時点における税法所定の税率による消費税額をレンタル料に加算してお支払いただきます。
第11条　支払遅延損害金
・レンタル料に基づくレンタル料及び代替レンタル物件の購入価格相当額その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、支払うべき金額に対し支払期日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金をお支払いいただきます。
第12条　裁判管轄
・本契約についての全ての紛争に関する管轄裁判所は、弊社の本社所在地を管轄する裁判所とします。